

第 109 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議  
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 4 年 7 月 14 日（木）

議題 1 「本県の現状について」

[結果]

昨日の感染者の状況等については、[資料 1-1](#)のとおり、速報では、新規感染者数が過去最多の 580 人となったとお伝えしているが、これに対応する確保病床使用率は 17.3%、重症確保病床使用率は 0.0%、療養者数は 2,572 人、直近 1 週間の累積新規感染者数は 2,244 人となっている。

香川県の感染者の状況等については、[資料 1-2](#)のとおり、昨日判明した新規感染者数は 580 人であり、前週の同じ曜日と比べて約 2.6 倍となっている。感染者の年代別に見ると、10 歳未満が 82 人（14%）、10 歳代が 105 人（18%）、20 歳代が 84 人（14%）、30 歳代が 72 人（12%）となっており、30 歳代以下が全体の約 6 割を占め、児童や学生、その親世代である 30 歳代・40 歳代の方が多くなっている。

また、居住地別で見ると、高松市が 306 人で全体の 52.8%と最も多く、次いで丸亀市が 62 人（10.7%）と続いており、高松市および中讃地域の感染が多い状況になっている。

変異株の置き換わりの状況（検体採取日ベース）については、[資料 1-3](#)に記載のとおりである。ゲノム解析については、過去 2 週間程度の入院事例や新たなクラスター事例等から検査対象を 40 事例程度サンプリングしたものを分析しているが、これを整理して示している。

3 月頃に BA.1 系統から BA.2 系統への置き換わりが始まり、6 月まではほとんどが BA.2 系統となっていたが、7 月に入り、BA.4 系統、BA.5 系統も検出され、最新の状況としては BA.5 系統が 47%となっており、新たな変異株への置き換わりが進みつつあるものと考えている。

なお、[参考資料 1](#)として、本県も含めた各都府県の直近 1 週間の人口 10 万人当たり累積新規感染者数の推移を示している。

また、[参考資料 2](#)として、本県における直近 1 週間の人口 10 万人当たり累積新規感染者数と確保病床使用率の推移を示している。

議題 2 「本県における今後の対応について」

[結果]

現下の全国的な感染状況については、オミクロン株 BA.2 系統から BA.5 等の系統への置き換わりが進んでおり、過去最多の新規感染者数を記録する地域も見られるなど、急速に感染が拡大している。

本県においても、6月下旬以降、前週の同じ曜日と比較して、新規感染者数が増加する日が続いており、昨日7月13日には、新規感染者数が過去最多の580人となり、全国と同様の状況にあると考えている。

また、医療提供体制について、確保病床使用率は7月以降、増加傾向にあり、現時点では20%を下回っているものの、このまま感染の拡大が続くと、短期間のうちに20%を超え、さらに上昇することが想定されることから、香川県対処方針に基づき、7月15日から対策期を1段階引き上げ、「感染拡大防止対策期」に移行することとし、より一層、感染拡大の防止に努めていくこととする。

これから、三連休や夏休みを迎え、人と人との接触機会の増加も予想されることから、「感染拡大防止特別注意報」として、県民の皆さまには、日常を取り戻していく状況の中にあっても、より一層、感染防止対策の徹底に努めていただくようお願いする。

「感染拡大防止対策期」における対策については、[資料2-2](#)のとおり、7月15日から8月7日までの間、本県の対策期を「感染拡大防止対策期」に1段階引き上げ、県民の皆さまには、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」など基本的な感染防止策を徹底すること、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えていただくことなどについてお願いするとともに、重症化リスクの高い高齢の方や基礎疾患のある方と会う場合には、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うことについて、特措法第24条第9項に基づき、協力を要請する。

また、「かがわ安心飲食認証店」など感染対策が徹底された飲食店等の利用や、会食、飲み会でのマスク会食や座席間隔の確保、換気や三密回避の徹底について、引き続き協力要請する。

会食時の人数制限や時間制限については、「かがわ安心飲食認証店」を利用する場合にあっては、引き続き協力要請の対象から除く。

事業者の皆さまにも、業種別ガイドライン等の遵守や、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など人と人との接触を低減する取組み、事業継続計画の再確認などについて、特措法に基づき、協力を要請する。

特に、エアロゾルの吸入を防止するため、施設・事業所内の換気の徹底については、ご留意いただくようお願いする。

最後に、県民の皆さまに緊急メッセージをお伝えする。

**【感染拡大を止めるには一人ひとりの意識が要(かなめ)】**

- ・ 三つの密の回避や、人と人との距離の確保、エアコン使用時も換気、不織布マスクの着用など基本的な感染防止策を徹底してください。熱中症防止のため、必要がないときはマスクを外してください。
- ・ 手洗いや手指消毒、共用部分の消毒を徹底してください。
- ・ 休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」や、食堂、社員寮など「集団生活の場」でも対策を講じてください。

- ・発熱・のどの違和感など普段と違う症状がある場合は、通勤、通学、外出等を控えてください。
- ・感染対策が徹底された「かがわ安心飲食認証店」などを利用していただき、会話時は、マスクを着用してください。

感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を8月末まで延長して実施するので、積極的にご利用いただくようお願いする。

重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方と会う場合は、先ほど申し上げたような対応をお願いする。

学校や部活動におけるクラスターが依然として多く発生していることから、児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、これから夏休みに入っていくが、引き続き感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いする。

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力をお願いいたします。

国の専門家会議において、国内では多くの感染が、換気が不十分な屋内等で起きており、感染経路も飛沫が粘膜に付着することやエアロゾルの吸入、接触感染等を介しているとの分析がなされていることから、特に、施設や職場、事業所内の換気を徹底するよう、ご理解とご協力をいただくようお願いする。

ワクチン接種について、追加接種（3回目）には、低下した発症予防効果などを回復させる効果があり、オミクロン株に対する有効性も回復し、コロナ後遺症のリスクが低いとの報告があることなどが国において示されていますので、希望される方は早めに予約、接種をお願いする。

さらに、60歳以上の方や基礎疾患をお持ちの方などについては、4回目接種の対象となっており、各市町において接種が開始されているので、4回目接種についても、ご検討をお願いする。

また、いつも申し上げているとおり、引き続き人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようお願いする。

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守れるよう全力で取り組んでいくので、ご理解、ご協力をお願いする。

### 議題3「その他」

[結果]

(芸術祭2022の夏会期に向けた対応について)

瀬戸内国際芸術祭 2022 の夏会期に向けた対応については、**資料3-1**のとおり、夏会期においても、引き続き、本年3月に策定した指針に沿って、飛沫の抑制や手洗い・消毒、換気などの基本的な感染対策を徹底するとともに、島ごとの状況に応じて、来場者の検温や有症状者の発生時の対応等を適切に行うこととしているが、感染者数が増加傾向にあることなども踏まえ、対策を一部強化したい。

具体的には、高松港において、協賛企業から提供を受けた高性能の検温器を、新たに高松港旅客ターミナルビル1階の高松港総合案内所に設置して、本土側での検温等の体制を強化するほか、多くの来場者が見込まれる土日祝日などに、熱中症対策も兼ねた加湿・通気対策として、新たに屋外の乗船待機列付近などにミストファンを設置したい（場所等は調整中）。

また、発熱や風邪の症状がある場合は来場を控えることや、できるだけワクチン3回接種または陰性確認を行った上で来場していただくことなどを、公式ウェブサイト等を通じて発信するほか、会期中はマスクの適切な着用、例えば「屋内では基本的に着用する、屋外でも会話をする場合は着用する」などといったことを、あらゆる機会を通じて周知していきたい。

さらには、大勢の来場者が利用する地域の交通機関や宿泊施設、飲食店等に対して、改めてガイドラインの遵守など、必要な対策が講じられるよう、地元市町や関係団体等を通じて協力要請を行いたい。

そのほかに、屋内作品のサーキュレーターを増設や多言語での周知の強化なども行いたい。

島民の皆さまや来場者の皆さまの安全に意を用いていくことを基本に、今後の感染状況にも十分留意し、気を引き締めて取り組んでいく。

（学校における対応について）

**資料3-2**のとおり、学校でも、感染者が大きく増加する中、夏休み期間を迎えることとなったが、県立学校長に留意すべき事項を通知し、引き続き、感染拡大防止の徹底を図っていく。

具体的には、感染症対策については、

- ・夏休みの生活を含め、児童生徒が心掛ける取組みをまとめたチェック表を配布し、感染症対策の徹底を児童生徒等に促すこと
- ・夏休みまでの間、児童生徒等に感染が判明した場合は、抗原定性検査（特別支援学校はPCR検査）による「学校感染対策検査実施事業」を行うとともに、**別添**により、感染状況に応じて、迅速に学級閉鎖等の臨時休業を行うこと
- ・夏休み期間中の補習や学校行事などの登校日においても、通常の授業日に準じた感染症対策を図ること

など、対策の徹底を図る。

部活動については、県内外での宿泊を伴う活動は、全国大会等の上位大会に出場する部活動等を除いては行わないこととし、引き続き、部活動で活動した生徒等に感染が判明した場合は、抗原定性検査等による検査と結果が判明するまでの活動停止や、多数の感染が判明した場合の他校との一定期間の交流停止を行うことを継続するなど、対策を強化する。

特別活動等については、これまでの対応を、継続する。

市町教育委員会には、県立学校の対応を送付し、市町や学校の実情に応じた感染症対策の徹底を依頼する。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。